

住民異動届（郵送用転出届）

（あて先）川口市長

令和 年 月 日

転出日（予定日）	令和 年 月 日（新住所に住み始めた日）
----------	----------------------

転出証明書再交付希望
※紛失による再交付の場合のみ

届出人	フリガナ 氏名	※郵送転出の届出人は、本人もしくは現在の住民登録地で同世帯のかたに限ります。		
	連絡先 ※平日 8:30~17:00 に連絡のつく番号をご記入ください。 ()			
新住所	方書（アパート・マンション等の名称）	新世帯主名		
	方書（アパート・マンション等の名称）	旧世帯主名		
旧住所	埼玉県川口市	旧世帯主名		
	方書（アパート・マンション等の名称）	旧世帯主との続柄		
転出する人	フリガナ 氏名	生年月日	性別	旧世帯主との続柄
	1	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 女	
	2	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 女	
	3	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 女	
	4	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 女	
	5	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 女	
※届出人のみが転出する場合もご記入ください。				

住民基本台帳カード、または、個人番号カードをお持ちのかたで、 特例転出を希望する場合のみ記入してください。 ※現在有効なカードの写しを添付して下さい。	※お持ちのカードの種類を選択して下さい。 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 個人番号カード ※個人番号カードとは、プラスチック製で顔写真付のカードです。 通知カード（紙製カード）をお持ちのかたは、紙製の転出証明書を発行します。
--	--

注意1 特例転出は、転出した日から14日以内、または、転出予定日から30日以内でかつ住み始めてから14日以内に届出をする場合のみ適用です。上記期間以外のかたは、紙製の転出証明書を発行します。また、カードが失効しますので、ご注意ください。

注意2 転入届出の際に、カードを提示し、暗証番号の入力をします。カードを持参しないと、転入手続ができません。

- ◎手数料は無料です。
- ◎届出人の本人確認書類（個人番号カード・運転免許証・各種証明書など）のコピーを必ず同封してください。
- ◎返信用封筒（切手を貼り、返信先を書いたもの）を同封してください。なお、特例転出の場合は不要です。
- ◎問い合わせ・送付先
〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号 川口市役所 市民課
電話 048-258-7923 / 048-258-1604（市民課記録係直通）